

# 政治資金規正法要覧

〈第五次改訂版〉

監修 政治資金制度研究会

国政情報センター



## 監修にあたって

政治資金規正法は、政党その他の政治団体や政治家の政治活動に伴う政治資金の規正を通じて、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする法律です。

昭和23年に議員立法により制定された当時は、政治資金の流れを国民の前に公開し、国民の不断の監視と批判を仰ぐことによって政治資金の「規正」を行うことを主な内容とするものでした。

しかし、その後に発生した政治資金にまつわる疑惑問題などの反省から、政治資金そのものを量的・質的に規制していく「規制」法としての性格を強めていくこととなります。昭和41年の黒い霧事件や昭和49年の金権選挙を契機とした昭和50年改正、航空機疑惑問題を契機とした昭和55年改正、リクルート事件を契機とする平成6年の政治改革などにより、企業その他の団体のする政治活動に関する寄附の制限の強化などが図られるとともに、政治資金の透明性の向上、政治資金についての規制の実効性の確保が図られ、平成11年改正においては企業その他の団体の資金管理団体に対する寄附が禁止されたことにより、企業その他の団体が寄附できる先は、政党・政治資金団体に限定されることとなりました。また、日歯連事件を契機として平成17年には政治団体間の寄附について新たに上限額が設けられました。

その後、平成18年から19年にかけての政治資金の使途に関する疑惑を契機として、平成19年には、7月改正において、資金管理団体による不動産の取得等の制限、資金管理団体の収支報告における明細の記載等の義務付け経費の範囲の拡大が行われ、さらに12月には、国会議員に關係する政治団体について、収支報告の際の登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、収支報告における明細の記載基準額の引き下げ等、少額領収書等の写しの開示制度の創設などを内容とする大改正が行われました。

本書は、このような長い歴史を持つ政治資金規正法の内容について、一般の方々の理解の一助となるようできる限り平易に解説を加えるとともに、読者の立場に応じて参照しやすいものとなるよう構成にも配慮されております。本書が多くの方々に利用され、政治資金規正法に対する理解を深めていただくことができれば幸いです。

# 目次

## 第1部 規正のポイント

### 第1章 政治資金規正法の基本

目的	12	方法	12
基本的考え方	12		

### 第2章 規正法の適用を受けるもの

規正法の適用を受けるもの	14	その他の政治団体	16
政治団体	15	国会議員関係政治団体	17
政党	15	政治家	17
政治資金団体	16	会社などの団体	17
資金管理団体	16	個人	17

### 第3章 政治団体

政治団体についての規正の内容	18	政治団体が提供できる寄附	40
届出前の寄附などの禁止	19	その他の寄附の制限	41
設立の届出	19	政治資金パーティーの開催	42
設立届の留意点	22	政治資金パーティーの対価の支払に関する量的制限	42
設立の届出の際の提出文書	23	政治資金パーティーの対価の支払に関するその他の制限	43
届出事項の異動の届出	24	政治資金の運用方法の制限	43
国会議員関係政治団体の届出	29	資金管理団体による不動産の取得等の制限	44
政治資金団体の指定	33	会計帳簿の備付けと記載	45
資金管理団体の指定	33	収入簿の記載	45
資金管理団体の指定の届出	33	支出簿の記載	46
寄附の量的制限など	36	運用簿の記載	46
政党・政治資金団体が受けられる寄附(量的制限など)	37	支出の明細書	47
資金管理団体・その他の政治団体が受けられる寄附(量的制限など)	38	あっせんの明細書	47
資金管理団体が受ける寄附の特例	38	領収書などの徴収	47
寄附の質的制限	40	会計帳簿・明細書・領収書などの保存	48

会計責任者の事務の引継ぎ……………	48	収支報告書の記載……………	53
監査意見書の作成……………	49	収支報告書の添付書類……………	84
国会議員関係政治団体の政治資金監査…	49	収支報告書の要旨の公表……………	85
収支報告書の提出義務……………	51	収支報告書の保存……………	85
収支報告書の提出期限……………	51	収支報告書の閲覧・写しの交付…	86
収支報告書の提出先……………	52	少額領収書等の写しの開示制度…	86
収支報告書を提出しない場合の措置…	52	政治団体が解散した場合の手続…	88

## 第4章 政治家

政治家についての規正の内容……………	90	政治家が受けられる寄附……………	91
資金管理団体の指定……………	90	政治家が提供できる寄附……………	92
資金管理団体等の監督責任……………	90	その他の寄附の制限……………	94
国会議員関係政治団体への通知義務…	90	政治資金パーティーの対価の支払に関する制限…	94

## 第5章 会社などの団体

会社などの団体についての規正の内容…	95	外国法人などからの寄附の受領の禁止…	102
寄附の量的制限など……………	96	匿名などの寄附の禁止……………	104
会社が提供できる寄附(総枠制限)…	97	その他の寄附の制限……………	104
労働組合・職員団体が提供できる寄附(総枠制限)…	97	寄附の公開……………	104
その他の団体が提供できる寄附(総枠制限)…	98	政治資金パーティーの対価の支払に関する制限…	106
寄附の質的制限……………	100	政治資金パーティーの対価収入の公開…	106
補助金などを受けている法人の寄附の制限…	100	特定パーティーの開催……………	107
出資や拠出を受けている法人の寄附の制限…	101	政治資金パーティー開催団体による寄附の制限…	108
赤字会社の寄附の禁止……………	102		

## 第6章 個人

個人についての規正の内容……………	112	税制上の優遇措置を受けるための手続…	119
寄附の量的制限……………	112	寄附の公開……………	119
寄附の量的制限の留意点……………	113	政治資金パーティーの対価の支払に関する制限…	120
寄附の質的制限……………	114	政治資金パーティーの対価収入の公開…	120
その他の寄附の制限……………	115	政治資金パーティーの開催……………	120
個人の寄附に関する税制上の優遇措置…	115		

## 第2部 主な罰則一覧

### 公民権の停止

#### 届出前の寄附等に関する違反

届出前の寄附の受領・支出の禁止違反……………	123
------------------------	-----

#### 会計経理に関する違反

会計帳簿の備付け・記載義務違反…	124	保存中の会計帳簿などへの虚偽記入…	127
明細書の提出・記載義務違反…	125	事務の引継ぎ義務違反……………	128
領収書などの徴収・送付義務違反…	126	収支報告書などの訂正命令違反など…	128
会計帳簿などの保存義務違反…	127		

#### 収支報告書に関する違反

収支報告書の提出・記載・会計責任者への監督義務違反…	129
----------------------------	-----

#### 寄附の量的制限に関する違反

寄附の量的制限および勧誘・要求・受領禁止違反……………	130
-----------------------------	-----

#### 寄附の質的制限に関する違反

補助金などを受けている法人の寄附の制限違反…	131	外国人などからの寄附の受領禁止違反…	134
出資や拠出を受けている法人の寄附の禁止違反…	132	匿名などの寄附の禁止違反……………	134
赤字会社の寄附の禁止違反……………	133		

## 寄附のあっせんなどに関する違反

寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止違反・・・	135	公務員の地位利用行為の禁止違反(寄附関与等)・・・	136
意思に反するチェック・オフの禁止違反(寄附)・・・	136		

## 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限違反

政治資金パーティーの量的制限などの違反	137
匿名などの政治資金パーティーの対価の支払の禁止違反	137
政治資金パーティーの対価の支払のあっせんに係る威迫的行為の禁止違反	138
意思に反するチェック・オフの禁止違反(政治資金パーティー対価支払)	138
公務員の地位利用行為の禁止違反(政治資金パーティー対価支払関与等)	139

## 政治資金監査に関する違反

政治資金監査報告書の提出義務違反	140
政治資金監査報告書の虚偽記載	141
登録政治資金監査人等の秘密保持義務違反	141

# 第3部 法令集

## 政治資金規正法

第1章 総則(第1条～第5条)	145
第2章 政治団体の届出等(第6条～第18条の2)	146
第3章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等(第19条～第19条の6)	154
第3章の2 国会議員関係政治団体に関する特例等(第19条の7～第19条の37)	156
第4章 報告書の公開(第20条～第20条の3)	163
第5章 寄附等に関する制限(第21条～第22条の9)	164
第6章 罰則(第23条～第28条の3)	169
第7章 補則(第29条～第33条の2)	172
附則	173
政治資金規正法施行令	189
政治資金規正法施行規則	204

## 第4部 様式集

### 設立

政治団体設立届	政治団体:共通	218	国会議員氏名届	政治団体:管理・その他	224
所属国会議員届	政治団体:政党	219	被推薦書	政治団体:管理・その他	225
承諾書及び宣誓書	政治団体:政党	220	政党の状況等に関する届	政治団体:政党	286
得票総数届	政治団体:政党	221	支部証明書	政治団体:政党	287
宣誓書	政治団体:政党	222	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知		
政党の支部の状況に関する届	政治団体:政党	223		政治団体:国関	293

### 指定

政治資金団体指定届	政治団体:政党(政資)	226	資金管理団体指定届	政治家(政治団体:管理)	289
政治資金団体指定取消届	政治団体:政党(政資)	227			

### 異動

届出事項等の異動届	政治団体:共通	228	資金管理団体届出事項の異動届		
資金管理団体指定取消届				政治家(政治団体:管理)	292
	政治家(政治団体:管理)	290	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知		
資金管理団体でなくなった旨の届				政治団体:国関	294
	政治家(政治団体:管理)	291			

### 届出台帳

届出台帳	政治団体:共通	230
------	---------	-----

### 会計

収入簿	政治団体:共通	233	運用簿	政治団体:共通	239
支出簿	政治団体:共通	237	記載要領(収入簿/支出簿/運用簿)		239



## 収支

収支報告書(その1)—— 政治団体:共通 …	247	宣誓書(その20)—— 政治団体:共通 …	266
収支の状況(その2~16)― 政治団体:共通 …	248	記載要領(収支報告書~宣誓書) …	266
収支の総括表(その2) ……	248	領収書等を徴し難かつた支出の明細書― 政治団体:共通 …	281
収入項目別金額の内訳(その2~12) …	248	振込明細書に係る支出目的書― 政治団体:共通 …	282
支出項目別金額の内訳(その13~16) …	259	監査意見書—— 政治団体:政党・政資 …	283
資産等の状況(その17~19)― 政治団体:共通 …	263	政治資金監査報告書― 政治団体:国関 …	295
資産等の総括表(その17) ……	263	政治団体の収支報告書の要旨― 政治団体:共通 …	297
資産等の項目別内訳(その18) ……	264		
不動産の利用の現況(その19) ……	265		

## 解散

政治団体解散届—— 政治団体:共通 …	284	政治団体支部解散届—— 政治団体:共通 …	285
---------------------	-----	-----------------------	-----

## 政治資金パーティー

特定パーティー開催計画書―政治家/会社などの団体/個人 ……	288
--------------------------------	-----

## 政治資金監査

登録政治資金監査人証票―登録政治資金監査人 ……	296
--------------------------	-----

## 図 表

規正の方法(体系図)……………	13	資金管理団体指定届の記載例……	35
規正法の適用を受けるもの……………	14	政治団体への政治資金の流れ……	39
政治団体についての規正(概略図) ……	18	政治団体間の政治資金の流れ……	39
政治団体設立届の記載例……………	20・21	収支報告書の記載事項の概要 (収入・支出関係)……………	54・55
政治団体設立時の綱領・党則・規約の例…	25	収支報告書の記載例(資金管理団体 (国会議員関係政治団体))……	56～83
国会議員氏名届の記載例……………	26	政治家個人に関する政治資金の流れ…	93
被推薦書の記載例……………	27	会社などの団体の政党・政治資金団体 に対してする寄附の年間限度額…	99
国会議員関係政治団体に該当する旨の 通知の記載例……………	28	寄附の量的制限等の概要……………	105
【記載例1】既に設立届を提出している 団体が国会議員関係政治団体(1号団 体)に該当することとなったとき……………	30	特定パーティーを開催する場合の手續……	109
【記載例2】既に設立届を提出している 団体が国会議員関係政治団体(2号団 体)に該当することとなったとき……………	31	特定パーティー開催計画書の記載例……	110
【記載例3】既に設立届を提出している団体が 国会議員関係政治団体(1号団体かつ2号団 体)に該当することとなったとき……………	32	特定パーティー開催団体の収支報告書の概要……	111
		寄附金(税額)控除のための書類……	117
		寄附金(税額)控除の手續きの流れ……	118

### 凡 例

◆第1部第3章／政治団体では、各団体が該当する項目が一目でわかるように、政党(政党)、政資(政治資金団体)、管理(資金管理団体)、国関(国会議員関係政治団体)、その他(その他の政治団体)のマークを配しております。なお、すべての政治団体に該当する項目には、共通マークを配しております。検索の際などにお役立てください。



# 規正のポイント

---

## 目 的

**ポイント**▶ 政治団体や政治家などによる政治活動が公明かつ公正に行われるように、政治活動のための資金(政治資金)の収支の公開やそのやりとりなどを規正して、民主政治の健全な発達に寄与することです。

〔政治資金規正法1条関係〕

## 基本的考え方

**ポイント**▶ 政治資金の規正については2つの考え方があります。ひとつは、政治資金の流れを広く国民に公開し、その是非についての判断は国民に任せるという考え方です。もうひとつは、政治資金のやりとりを直接制限するという考え方です。

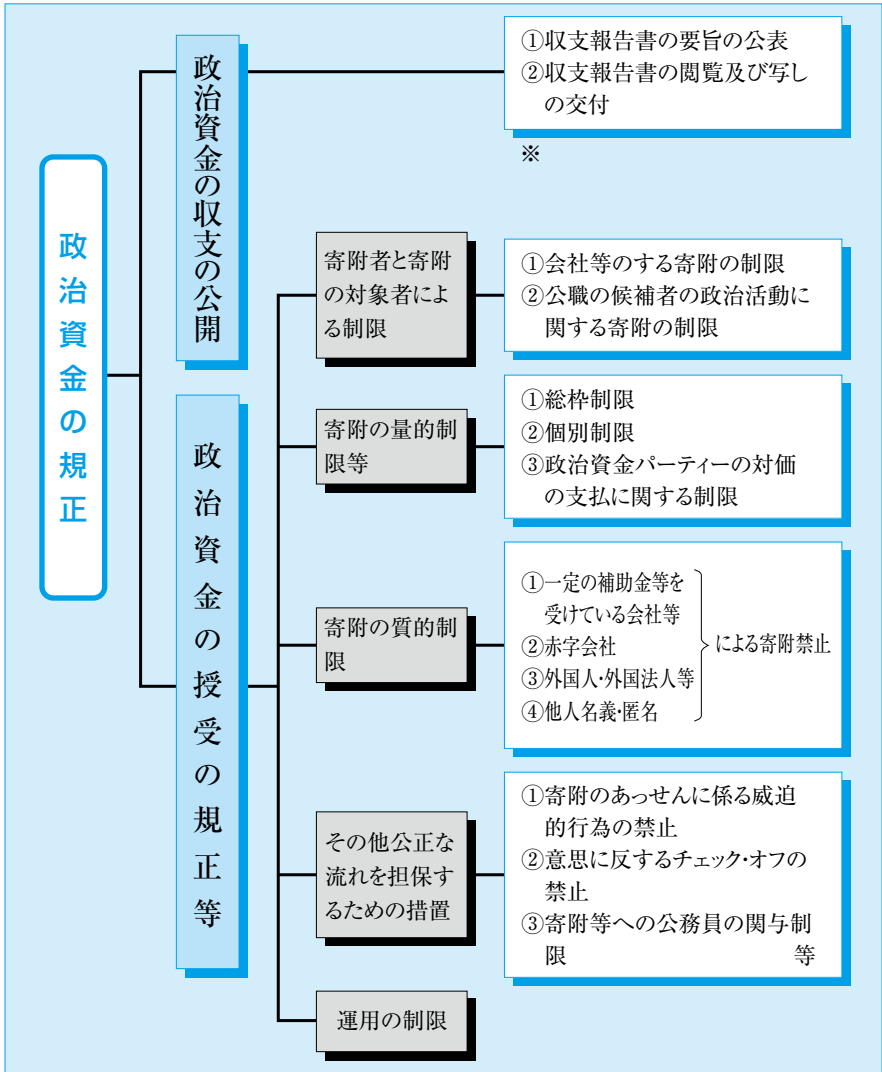
〔政治資金規正法1条・2条関係〕

## 方 法

**ポイント**▶ 政治資金の流れを公開するための方法として、収支報告書の提出義務とその公開制度が設けられています。政治団体は毎年1回、年間の政治資金の収支について報告書(収支報告書)を作成し、これを総務大臣または都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。提出された収支報告書の要旨は、官報または都道府県の公報を通じて公表されるとともに、公表後3年間是一般の人々が収支報告書の閲覧または写しの交付を請求できることとされています。

▶ 政治資金のやりとりを制限するための方法として、量的な面からの制限、寄附を提供する側に着目した質的な面からの制限、その他公正なやりとりを実現するための措置などが定められています。量的制限には、1人の寄附提供者が1年間に寄附できる総量を制限する総枠制限と、1人の寄附提供者が同一の者に対して1年間に寄附できる額を制限する個別制限とがあります。

※方法の体系については、次のページをご覧ください。



※政治団体の区分に応じ、収支報告の適正の確保等の観点から、次のような特例があります。

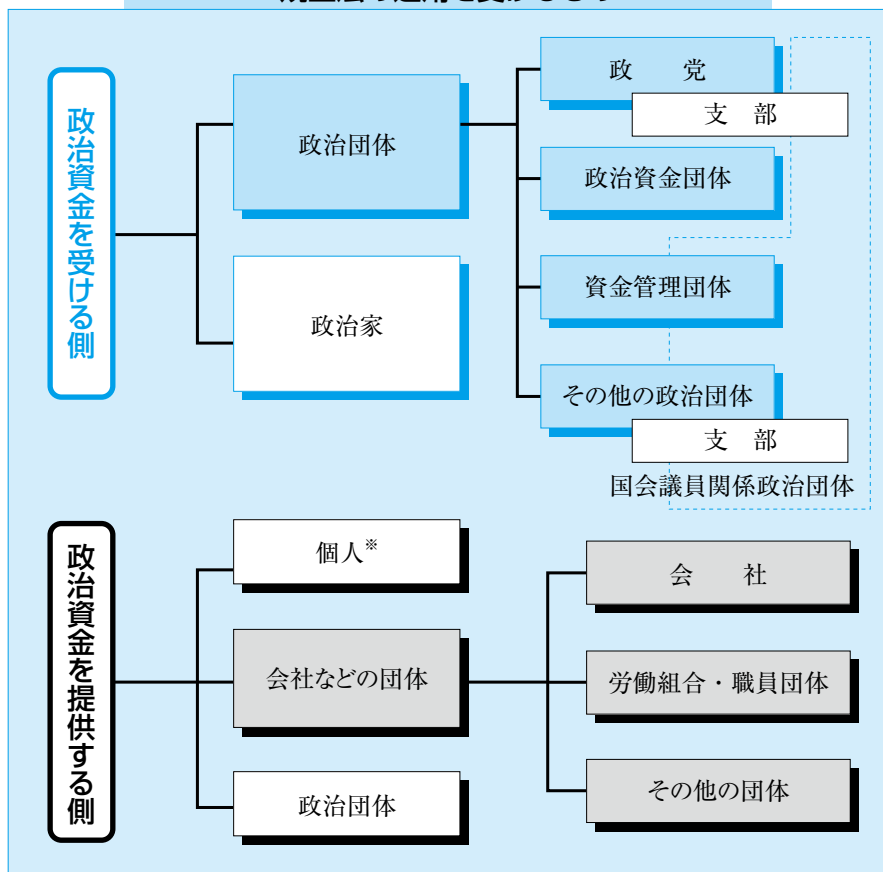
- 政党、政治資金団体
  - ・自主監査及び収支報告書に監査意見書を添付
- 資金管理団体
  - ・収支報告に関する特例(人件費以外の経常経費の明細、保有不動産等の利用状況)
- 国会議員関係政治団体
  - ・収支報告に関する特例(人件費以外の経常経費の明細)
  - ・登録政治資金監査人による政治資金監査及び収支報告書に政治資金監査報告書を添付
  - ・少額領収書等の写しの開示制度

## 規正法の適用を受けるもの

### ポイント

政治資金規正法は、政治資金を受ける側と、政治資金を提供する側の双方に適用されます。政治資金を受ける側とは、政治団体と政治家です。政治資金を提供する側とは、個人、会社などの団体や政治団体です。

## 規正法の適用を受けるもの



※個人には、政治家も含まれます。

## 政治団体

### ポイント

#### ▶ 政治団体とは、次のような団体です。

- ① 政治上の主義や施策を推進・支持し、または反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の政治家を推薦・支持し、または反対することを本来の目的とする団体
- ③ 上記のようなことを本来の目的としていないが、次のようなことを主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
  - 政治上の主義や施策を推進・支持し、または反対すること
  - 特定の政治家を推薦・支持し、または反対すること

〔政治資金規正法3条関係〕

#### ▶ 政治団体とみなされる団体

- ① 政治上の主義や施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの、または主要な構成員が国会議員であるもの(政策研究団体)
- ② 政治資金団体

〔政治資金規正法5条関係〕

### ケース解説

#### ▶ 文化団体などでも政治団体に該当する場合(上記③)

文化団体や労働団体などのように、外見上は政治目的以外の目的を掲げている団体であっても、事実上は政治活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行っていれば、政治団体に該当します。ふだんは文化活動などを行っており、選挙の時だけ特定の候補者を支持するような団体は、これに該当しません。

## 政 党

### ポイント

#### ▶ 政党とは、政治団体のうち次のいずれかの要件を満たす団体です。

- ① 国会議員が5人以上所属していること
- ② 次のいずれかの選挙における得票率が、全国を通じて2%以上であること
  - 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙
  - 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選挙
  - 前回または前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙
  - 前回または前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選挙

〔政治資金規正法3条関係〕

## 収支報告書の記載例(資金管理団体(国会議員関係政治団体))

### (その1) 収 支 報 告 書

平成 ○○ 年分  
(平成 年 月 日開催分)

(ふりがな) 1 政治団体の名称 <u>こうおつかい 甲 乙 会</u>	<b>政治団体の区分</b> <input type="checkbox"/> 政 党 <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体
2 主たる事務所の所在地 <u>東京都○○区○○町1-1</u>	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
3 代表者の氏名 <u>山 川 一 郎</u>	<b>活動区域の区分</b> <input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 <input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内
4 会計責任者の氏名 <u>乙 野 次 郎</u>	<b>資金管理団体の指定の有無</b> <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 公職の種類 <u>衆議院議員(現職)</u> 資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>山 川 一 郎</u>
事務担当者の氏名 <u>丙 野 三 朗</u> (電話) <u>03-○○○○-○○○○</u> (電話) _____ (電話) _____	<b>国会議員関係政治団体の区分</b> <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 <u>山 川 一 郎</u> 公職の種類 <u>衆議院議員(現職)</u>
(電話) _____	<b>資金管理団体の指定の期間</b> 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
	<b>国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間</b> 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

### (その2) 収支の状況

#### 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額		4	0	0
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)		4	0	0
支 出 総 額		2	2	7
翌年への繰越額		1	7	2

#### 2 収入項目別金額の内訳

##### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額			8	9
員 数			0	1

##### (2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附		4	3	0	
(うち特定寄附)		5	0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附		9	4	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)		1	3	7	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)			9	0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計 (ア+イ)		1	3	7	



(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入						
事業の種類	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
甲 機 関 誌	2	3	0	0	0	
乙 機 関 雑 誌	1	8	0	0	0	
〇〇パーティー	5	5	0	0	0	〇.7.10 東京都〇〇区〇〇町※ホテル〇〇の間
△△君を励ます会	1	0	7	0	0	〇.10.20 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇会館〇〇の間
書籍販売事業		5	0	0	0	
この頁の小計	2	0	8	0	0	
合 計	2	0	8	0	0	

(その4)

(4) 借入金						
借入先	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
X銀行（A支店）	1	0	0	0	0	〇.2.1
Y銀行（B支店）	5	0	0	0	0	〇.4.1
Z銀行（C支店）	1	4	0	0	0	〇.7.1
この頁の小計	2	9	0	0	0	
合 計	2	9	0	0	0	

# 会計経理に関する違反

## 会計帳簿の備付け・記載義務違反

### 要件

▶ 政治団体の会計責任者などが、会計帳簿を備えなかったり、会計帳簿に記載すべき事項を記載しなかったり、会計帳簿に虚偽の記入をすること。

(政治資金規正法9条違反)

### 解説

■ 次の3つの場合に応じて、処罰の対象者が異なります。

#### ①会計帳簿を備付けなかった場合

原則として処罰の対象者は会計責任者ですが、会計責任者が長期不在などでその職務を果たせない場合で職務代行者がその職務を代行しているときは、会計責任者の職務代行者が処罰の対象となります。

#### ②会計帳簿に記載すべき事項を記載しなかった場合

会計責任者または会計責任者の職務代行者のほか、会計責任者の職務を補佐する者が用いられているときは、その者にも記載義務が課せられているので、その者も処罰の対象となります。

※記載すべき事項については、P 45～P 46をご覧ください。

#### ③会計帳簿に虚偽の記入をした場合

誰であれ会計帳簿に虚偽の記入をした者は処罰の対象となります。この場合の「虚偽の記入」とは、会計帳簿の記載事項について真実に反した記入をすることをいい、単なる計算誤りのように軽微な過失によるものは含まれないと考えられています。

■ 故意ではなくても、重大な過失があれば処罰の対象になります。

### 罰則

- 3年以下の禁錮または50万円以下の罰金(情状により併科)
- 公民権停止

[政治資金規正法24条・27条・28条関係]

## 明細書の提出・記載義務違反

### 要件

▶ 政治団体の代表者や会計責任者と意思を通じてその政治団体のために寄附を受けたり、支出をした者が、所定の期間内に明細書を提出しないこと。また、明細書に記載すべき事項を記載しなかったり、虚偽の記入をすること。

▶ 政治団体のために寄附や政治資金パーティーの対価の支払をあっせんした者が、その政治団体の会計責任者に対して、あっせんを終えた日から7日以内に明細書を提出しないこと。また、明細書に記載すべき事項を記載しなかったり、虚偽の記入をすること。

(いずれも政治資金規正法10条違反)

### 解説

■ 明細書に記載すべき事項とは、次のとおりです。

- ① 寄附の受領または支出をした場合は、寄附をした者または支出を受けた者の氏名・住所など(団体の場合は名称・所在地など)、金額・年月日(支出の場合はその目的)。
- ② 寄附または政治資金パーティーの対価の支払をあっせんした場合は、あっせんをした者と寄附者または対価支払者の氏名・住所・職業(団体の場合は名称・所在地・代表者の氏名)、寄附または対価の金額・年月日、あっせんに係る金額・これを集めた期間。

■ 虚偽の記入をした者は誰であれ処罰の対象になります。

■ 故意ではなくても、重大な過失があれば処罰の対象になります。

### 罰則

- 3年以下の禁錮または50万円以下の罰金(情状により併科)
- 公民権停止

[政治資金規正法24条・27条・28条関係]

## 政治資金規正法

(昭和二十三年七月二十九日) (法律第九十四号)

改正	昭和二四年	五月三十一日法律	第一六一号	同	一一年一月二二日同	第一六〇号	
	同	二五年	四月一五日同	第一〇一号	同	一三年 六月 八日同	第 四〇号
	同	二七年	七月三十一日同	第二六二号	同	一四年 七月三十一日同	第 九八号
	同	二七年	八月一六日同	第三〇七号	同	一四年 七月三十一日同	第一〇〇号
	同	三〇年	一月二八日同	第 四号	同	一五年 七月一六日同	第一一九号
	同	三五年	六月三〇日同	第一一三号	同	一六年一月二 一日同	第一五〇号
	同	三七年	五月一〇日同	第一一二号	同	一六年一月二 三日同	第一五四号
	同	五〇年	七月一五日同	第 六四号	同	一七年 七月二六日同	第 八七号
	同	五五年一月	八日同	第一〇七号	同	一七年一月二 一日同	第一〇二号
	同	五七年	八月二四日同	第 八一号	同	一七年一月二 二日同	第一〇四号
平成	四年一月	二月一六日同	第 九九号	同	一七年一月二 二日同	第一〇五号	
	同	五年一月	一月二日同	第 八九号	同	一八年 六月一四日同	第 六六号
	同	六年	二月 四日同	第 四号	(同	一八年一月二 〇日同	第一一三号)
(同	六年	三月一一日同	第一二号)	同	一八年一月二 〇日同	第一一三号	
	同	六年	七月 一日同	第 八一号	同	一九年 六月 一日同	第 七四号
	同	六年一月	二月二五日同	第一〇六号	同	一九年 七月 六日同	第一〇七号
	同	九年	五月 九日同	第 四三号	同	一九年一月二 八日同	第一三五号
	同	一〇年	五月 六日同	第 四七号	同	二六年 五月三〇日同	第 四二号
	同	一一年	七月一六日同	第 八七号	同	二六年 六月一三日同	第 六七号
	同	一一年	七月一六日同	第一〇四号	同	二六年 六月一三日同	第 六九号
	同	一一年一月	二月二〇日同	第一五九号			

政治資金規正法をここに公布する。

### 目次

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 政治団体の届出等 (第六条—第十八条の二)

第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等 (第十九条—第十九条の六)

第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例等

第一節 国会議員関係政治団体に関する特例 (第十九条の七—第十九条の十七)

第二節 登録政治資金監査人 (第十九条の十八—第十九条の二十八)

第三節 政治資金適正化委員会 (第十九条の二十九—第十九条の三十七)

第四章 報告書の公開 (第二十条—第二十条の三)

第五章 寄附等に関する制限 (第二十一条—第二十二条の九)

第六章 罰則 (第二十三条—第二十八条の三)

第七章 補則 (第二十九条—第三十三条の二)

附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

(昭五〇法六四・全改、昭五五法一〇七・平六法四・一部改正)

### (基本理念)

第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して提出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の提出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

(昭五〇法六四・全改、昭五五法一〇七・平六法四・一部改正)

### (定義等)

第三条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
  - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。
- 2 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの
  - 二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの
- 3 前項各号の規定は、他の政党（第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。）に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない。
- 4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の規定により候補者として届出があつた者、同法第八十六条の二若しくは第八十六条の三の規定による届出により候補者となつた者又は同法第八十六条の四の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者とならうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含む。）をいう。
- 5 第二項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定、同項第二号に規定する政治団体の得票総数の算定その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(昭五〇法六四・全改、昭五五法一〇七・昭五七法八一・平六法四（平六法一二）・一部改正)

第四条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいう。

2 この法律において「党費又は会費」とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が

# 設立—政治団体：共通

## 別記

### 第1号様式（第1条関係）

政 治 団 体 設 立 届 年 月 日  
 平 成 年 月 日

総 務 大 臣 殿  
 何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称  
 事務所所在地  
 代表者の氏名

④

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。  
 記

名 称	(ふりがな)			政治団体の区分	
				<input type="checkbox"/> 政 党 <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体 <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体 <input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部	
				国会議員関係政治団体の区分	
				<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 1 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 2 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	
目 的	別紙のとおり	組 織 年 月 日	平 成 年 月 日		
主たる事務所の所在地	(〒 )		(電話 )		
主たる活動区域					
代 表 者	(氏りがな)	(〒 ) (住所)	(生年月日)	(選任年月日)	
		(電話)			
会 計 責 任 者					
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者					
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課 税 上 の 優 遇 措 置 の 適 用 関 係 の 有 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 1 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類				
政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 2 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類		
	(ふりがな)				

#### (備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「√」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「√」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「√」を記入すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となつた日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなつた日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 8 「課税上の優遇措置の適用関係」欄には、例えば、「租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 9 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

第2号様式（第2条関係）

所 属 国 会 議 員 届

平成 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称

本政党に所属する衆議院議員又は参議院議員について、下記のとおり届け出ます。

記

氏 名	衆議院議員又は 参議院議員の別	選 挙 区	選挙執行年月日	備 考

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「選挙区」欄には、参議院比例代表選出議員については「比例代表」と記載すること。
- 3 令第1条第1項に規定する場合にあつては、「備考」欄に「前議員」と記載すること。